

平成30年度元自衛官の再任用に関する募集の概要

陸上自衛隊では、下記により平成30年度における元自衛官の再任用志願者を募集する予定です。志願を希望される方は、最寄りの自衛隊地方協力本部にお問い合わせください。

記

1 採用予定数

約50名程度

2 応募資格

(1) 幹部

ア 幹部として1年以上勤務した経験を有し、かつ、職種の初級運用特技以上を有していた（看護官にあつては、幹部初級課程「衛生科（看護師）」を修了した）元陸上自衛官

イ 任用期日（採用日をいう。以下同じ。）において、元自衛官の再任用に関する訓令に定める年齢の者（※）

(2) 准尉及び曹

ア 曹として1年以上勤務した経験を有し、かつ、職種の中級特技以上を有していた元陸上自衛官

イ 任用期日において元自衛官の再任用に関する訓令に定める年齢の者（※）

※ 元自衛官の再任用に関する訓令に定める年齢

階 級	年 齢
3等陸曹並びに2等陸曹	48歳未満
1等陸曹以上	49歳未満

(3) 士

ア 士として1年以上勤務した経験を有し、かつ、職種の初級特技を有していた（初級特技の設定がない特技については、中級特技を認定される要件を離職前に具備していた）元陸上自衛官（ただし、退職時に陸士長であった者に限る。）

イ 原則として任用期日において30歳以下の者。任用期日において31歳以上34歳未満の者を再任用するに当たっては、次の(ア)又は(イ)に掲げる要件を有し、かつ、任命権者が部隊の精強性向上に資すると認める場合に限る。

(ア) 職種の特技以外に付加特技を有していた者

(イ) 自衛隊を退職した後、特別の資格又は技術を取得した者

(4) この試験を受けられない者

ア 日本国籍を有しない者

イ 自衛隊法第38条第1項の規定により自衛隊員となることができない者

○ 成年被後見人又は被保佐人

○ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

○ 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

○ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 選考

(1) 第1次選考

元自衛官であった際の勤務成績（人事評価の結果又は勤務評定に基づく勤務成績報告書の評価）、勤務実績等から書類審査により選考します。

(2) 第2次選考

口述試験及び身体検査により選考します。

4 身分

特別職国家公務員（自衛隊員）

5 職種の指定及び特技の付与

(1) 職種の指定

ア 原則として自衛官を退職する際に指定されていた職種を指定する。

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる場合には再任用者の希望する職種とすることができる。

(ア) 再任用者が自衛隊を退職後、特別の資格又は技術を修得し、これに関係のある職種を希望する場合

(イ) 再任用者が自衛隊を退職後、相当な期間にわたり従事した職業又は職務に関係のある職種を希望する場合

(2) 特技の付与

原則として自衛官を退職する際に保有していた特技を付与する。

6 再任用時の採用部隊等配置基準

幹部、准尉及び曹については志願票を提出した方面隊等を、士長については退職時に所属していた部隊を基準に配置されます。

7 採用予定日及び受付予定期間、採用予定部隊、採用予定数等

(1) 採用予定日及び受付予定期間

採用予定日	受付予定期間
平成30年4月1日	平成29年12月1日～平成30年1月10日
平成30年7月1日	平成30年2月28日～平成30年3月30日
平成30年10月1日	平成30年5月28日～平成30年6月29日
平成31年1月1日	平成30年8月31日～平成30年9月28日

注：期日については、予定であり前後する可能性があります。

(2) 採用予定部隊、採用予定数等

各受付開始時に自衛隊募集ホームページに掲載致します。

8 その他

(1) 元陸士長の再任用は、自衛隊退職前の任用区分にかかわらず自衛隊法第36条第1項に規定する任期制となります。

(2) 元自衛官の再任用募集にあたり、対象部隊の状況によっては志願のご希望に添えない場合があります。

主な身体検査の合格基準

検査項目	男 子	女 子 (注1)
身 長	155 cm以上のもの	150 cm以上のもの
胸囲・体重	身長と均衡を保っているもの(合格基準表参照)	
肺 活 量	3,000 cc以上のもの	2,400 cc以上のもの
視 力	両眼とも裸眼視力が0.6以上又は裸眼視力が0.1以上で矯正視力が0.8以上であるもの 裸眼視力が0.1未満は屈折度測定により評価する。	
色 覚	色盲又は強度の色弱でないもの	
聴 力	正常なもの	
歯	多数のう歯又は欠損歯(治療を完了したものを除く。)のないもの	
その他 (血液検査 尿検査 胸部X線検査等)	1 身体健全で慢性疾患、感染症に罹患していないもの。また、四肢関節等に異常のないもの 2 慢性疾患には次のものも含まれます。 (1) 気管支喘息(小児期に喘息と診断されたが、最近3年間は無治療で発作のないものは除く。) (2) 常時治療を要する又は感染症を伴う重症なアトピー性皮膚炎 (3) 腰痛(5年以上無症状で再発のおそれのないものを除く。) 脊椎疾患にかかわる手術を5年以内に受けたもの (4) てんかん、意識障害の既往歴のあるもの(ただし、乳幼児期に限定した熱性けいれん等を除く。) (5) 過度の肥満症 3 開腹手術の既往歴(ただし、腹腔鏡下手術の実施後5年以上再発・後遺症がないもの、外そけい・臍ヘルニア根治術、腸管癒着症状を残さない虫垂切除術を除く。)のないもの 4 刺青がないもの・自殺企図の既往歴のないもの・躁うつ病等の精神疾患のないもの又は既往歴のないもの	

注1：女子は、身体検査のため、Tシャツ及び短パンを持参してください。

注2：「既往歴」「手術歴」のあるものは、問診表に確実に記載し、身体検査時に必ず申し出てください。

注3：故意に事実と異なる申告をした場合は、判明した時点で不合格となることがあります。

注4：記載された検査項目以外にも、自衛隊の任務を遂行する上で支障をきたす疾患(重篤な症状を来す可能性の高い食物アレルギーなど)について検査の対象となります。

身体検査時における合格基準表（身長、胸囲及び体重）

■ 男子

身長	胸 囲	体 重
cm	cm 以上	kg 以上
155.0～	77	47
158.0～	77.5	47.5
161.0～	78.5	48
164.0～	79	49
167.0～	80	50
170.0～	80.5	52
173.0～	81.5	54
176.0～	82	56
179.0～	83	58
182.0～	84	60
185.0～	84.5	62
188.0～	85.5	64
191.0～	86	66

■ 女子

体重超過の 判定基準	身長	胸 囲	体 重	体重超過の 判定基準
kg 以上	cm	cm 以上	kg 以上	kg 以上
	150.0～	74.5	43	58
	152.0～	75	43.5	59.5
69	155.0～	75.5	44	62
	158.0～	76	44.5	64.5
71.5	161.0～	76.5	45	67
	164.0～	76.5	46	69.5
74	167.0～	77	47.5	72
	170.0～	77.5	49	74.5
76.5	173.0～	78	51	77
	176.0～	78.5	53	79.5
79	179.0～	79	55	82
	182.0～	79.5	57	85
81.5	185.0～	80	59	88
	188.0～	80.5	61	91
84	191.0～	81	63	94
86.5				
89				
91.5				
94				
96.5				
99				